

平成 29 年度 第 4 回市川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会会議録（詳細）

1 開催日時：平成 29 年 10 月 18 日（水）午後 1 時～3 時

2 場 所：市川市役所仮本庁舎 4 階 第 2 委員会室

3 出席者：

会 長 庄司委員

委 員 山崎委員・戸坂委員・松浦委員・村山委員・石原委員・小野委員・長坂委員

事務局 障害者支援課（高橋課長・池澤主幹・石田主査・植草主任主事）

発達支援課（鷺沼課長・野口主幹）

4 議 事：

（1）開会

（2）計画原案について

（3）閉会

《配布資料》

■諮問資料 7 第 3 次いちかわハートフルプラン原案

1 開会

【 午後1時開会 】

事務局： 本日は、柴田委員より欠席とのご連絡をいただいております。
委員の方 8 名が出席ですので、分科会の開催は成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の予定につきましては、お手元に配布しました会議次第のとおりですが、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

○資料の確認

2 計画原案について

庄司会長： それでは、平成 29 年度第 4 回障害者福祉専門分科会を開催いたします。
本日の議題である「計画原案について」に入りたいと思います。
事前配布の資料について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局より分科会資料 7 の説明。

庄司 会長： ご説明ありがとうございました。

110 ページの「千葉県における成果目標」が空欄になっていますが、記載される目途を教えてください。

事務局： こちらは千葉県で策定されている障害者計画の目標です。計画策定の進行スケジュールは市が先行しており、いつ提示されるかは未定となっておりますが、県より示され次第記載します。

庄司 会長： ありがとうございます。

計画原案について、ご意見やご質問はございますか。

村山 副会長： 83 ページ「(2) 権利擁護制度の活用促進」の 2 段落目、「後見センターの設置を念頭に置き」という表現から「後見センターの設置を目指し」へと前向きな表現へと変わりましたが、第 3 回分科会の自立支援協議会でのご意見は設置の年度を記載し、次期計画中に設置するべきという意見でした。「目指す」だけでは弱いので「早急に設置する」等の表現にした方がご意見に沿っていると思われま

事務局： 現時点で設置年度を示すことはできませんが、後見センターを設置することは福祉部の方針として決まっています。32 年度以降になるということはないと思います。

長坂 委員： 43 ページに自立支援協議会からの意見として、地域生活支援拠点への提言が記載されていますが、地域生活支援拠点についてこの項目の他にどこか記述はありますか。

事務局： 110 ページにございます。障害福祉計画の成果目標の一つとして地域生活支

援拠点等を整備しますと記載されています。

小野 委員： 124 ページの「実施の見込み（個別サービスの活動指標）」の表の中で、計画相談支援の見込量が 31 年度の 585 実人／月に対して 32 年度は 525 実人／月となっており、減少していますが何故でしょうか。

事務局： 記載内容が誤っておりました。32 年度の見込量は 625 実人／月です。

小野 委員： 16 ページの「④災害対策の推進」について、避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交しを行った自治（町）会が平成 27、28 年度ともに 127 自治（町）会となっており、増えていません。平成 29 年度の見込量の 225 自治（町）会に残り 1 年間では達しないと思いますが、何が問題だったのか、それをどのように対応するかということを、地域福祉計画、高齢者福祉計画と統一して書いて下さい。

事務局： 16 ページは現行の計画の進捗状況を記述しております。現行の計画では名簿を取り交わした自治（町）会数とし、地域福祉計画、高齢者の計画と同じ指標を掲載しております。現行のやり方では「とりあえず登録しておこう」という方が多く、災害が起こった際に本当に支援が必要なのか絞れていません。自治会より、そういった方が多すぎる・障害者等にどのように接すればいいのかわからないというご意見があり、取り交わしが進みませんでした。また、制度が発足してから 10 年が経過しているため、名簿が古くなっており、亡くなった方やすでに支援が必要ない方も記載されております。そこで今年度、本当に支援が必要な方に絞り込めるように名簿を作成することを福祉部内で検討しております。そして 95 ページに来年度より新たな制度を基に行われる「15 避難行動要支援者対策事業」を記載しております。

活動指標につきましては平成 30 年度の夏頃に登録者数が把握できると思われまますので、そこから平成 31 年度には 3%、32 年度には 5%の増加を設定しています。

小野 委員： 指標が 95 ページのように変わることを 16 ページにも記載があるとわかりやすいと思います。

庄司 会長： 制度が変わったことを説明していただいた方がわかりやすいですね。

災害が発生した際に本当に支援が必要な人が登録できていないということについて、何か対策があるのでしょうか。

事務局： 名簿に登載する基準については現在検討中です。

村山 副会長： 110 ページの地域生活支援拠点に関する記載について、自立支援協議会の意見をいただく前後で内容に変更がありません。「自立支援協議会の意見を参考にします。」や「詳細は 43 ページに記載があります。」等の記載をした方が提言が活きると思います。

もう一点 35 ページ「5. 障害児通所支援等に関するアンケート」は通所支

援のみに対するものでしょうか。

事務局： このアンケートは発達支援課で実施しました。分科会資料7に記載されているものは障害福祉計画に関連する、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」について抽出したものです。

元の調査報告は他に日中一時支援事業についてもアンケートしています。また相談支援についてのセルフプランの状況やセルフプランについての保護者の意識についても伺っております。全体版につきましては後日まとめて公表いたします。

村山 副会長： 障害のあるお子様の療育についてのご家族の悩みなどはアンケートに含まれていたのでしょうか。

事務局： 基本的にはサービスの利用についての満足度等のアンケートになります。悩みや心配事などの突っ込んだ内容の聞き取りはできておりません。

村山 副会長： 機会を見つけてそのあたりのアンケートも実施して下さい。

庄司 会長： 文量の問題もあると思いますが、アンケートの一部であることや後日報告があることを書いて下さい。次の情報へのアクセスの仕方がわかると思います。この記載方法ですとアンケートの内容が記載されている部分だけであると受け止められかねません。

事務局： 110 ページの地域生活支援拠点について、記述方法は検討します。

庄司 会長： 32 年度までに地域生活支援拠点を 1 つ整備することは新たに出た話ではなく、現行の計画でも記載がありました。今回、自立支援協議会の提案も 1 つ整備するというので、意見が合致したことになると思われまので、連動して計画を立てていたということに触れていただければと思います。

小野 委員： 25 ページ「理解促進研修・啓発事業」の障害者週間イベントについて、「多くの来場者があり」と書かれていますが、実際に来た人数を記載した方が実態が分かりやすいと思います。

事務局： イベントに参加いただいた方の実人数は 19 ページに記載があります。昨年度の実績は 250 人でした。

庄司 会長： 250 人は多いということでしょうか。

事務局： 以前は文化会館でやっており、来場者のほとんどが障害者と接点のある方で、人数も 100 人前後でした。平成 27 年度に開催場所をコルトンホールに変えたところ平成 27 年度に 426 人、平成 28 年度は 250 人が参加しております。平成 28 年度の実績は平成 27 年度よりは人数が減っておりますが、文化会館で実施していたときよりも増加しております。また、場所を変えたことで一般市民の方にも参加していただけるようになり、障害について理解を深めていただく機会が増えたことが大きな成果であると考えております。

庄司 会長： 参加人数を 25 ページにも記載すると多くの市民の方に参加いただけたとわかると思います。

石原 委員： 95 ページ「15 避難行動要支援者対策事業」について、昨年度、健康福祉センターにて難病患者の方への災害時の支援の研修会をしました。

その時は支援が必要な人と聞くと助けにいく、避難を手伝うというイメージでいましたが、すでに取り組んでいるところのお話を聞くと誰もが福祉避難所に行きたいと思っているわけではなく、在宅を選ぶ方もいるそうです。現時点では要支援者名簿に名前を記載することが第一目標だと思いますが、次のステップとして地域の皆様で共有して、本人、ご家族がどのようなお気持ちでいるのか、災害時の支援をどのようにするのかを把握するといった視点も取り入れていただければと思います。

村山 副会長： 41 ページに自立支援協議会のご意見の記載がありますが、この記載内容について自立支援協議会には確認をしていますか。

事務局： 記載内容は前回の分科会資料 5 と 6 をベースに計画書のバランスを考慮した上でまとめたものです。自立支援協に対して説明はまだしておりません。

計画の策定後、記載内容を報告することを想定しています。

村山 副会長： もう 2 点質問がございます。

1 点目に、43 ページ「②体験の場」に安心生活支援事業等の事業を活用することが自立支援協議会より提言されていますが、138 ページの「(11) 市が自主的に取り組む事業（任意事業）」には安心生活支援事業について記載されておりません。このことについてご回答下さい。

2 点目に、44 ページ「○場の必要性」の「仕事後に立ち寄れる場所やニーズをすくい上げる場所や当事者同士の支えあいのための場所」について、67 ページ「(2) 学習及び活動機会の充実」に仲間同士で支え合う、ピア活動等の記述がありますが、具体的な施策の記述がありませんので、ここに記載できるのではないのでしょうか。

あるいは 137 ページに記載のある地域活動支援センターを、夜間・休日開所等の柔軟な事業展開をすることでこの役割を担うことを記載できないのでしょうか。

事務局： 1 点目の事業は県の事業になっています。また、ご指摘のとおり市の地域生活支援事業は 138 ページに記載しておりますが、事業の中でも代表的なものを記載したものです。

2 点目については検討させていただきます。

庄司 会長： 索引でそれぞれの用語について記載されているページを表記すればわかりやすいので、文言説明と併せてご検討下さい。

長坂 委員： 14 ページ「(2) 手帳所持者数の推計」の推計について、市川市の総人口に占める手帳所持者の割合が平成 21 年は 2.8%、29 年は 3.6%、32 年は 4.2%と年々上がっています。総人口が減り障害者の人数が増えるということはわかるのですが、これは、全国と比較すると市川市はどのような水準なのでしょうか。

また、44 ページの「地域生活支援拠点についての提言」に出ている地域包括ケアシステムという文言は今後3年間で様々なところででてくると予想されます。審議会で頂いた資料では介護分野ではかなり記載されていました。障害分野でも見据える必要があると思いますが、第3次いちかわハートフルプランで記載されているのはこの一か所でしょうか。

事務局： 1点目については手元に数字がないので後日回答します。

2点目の地域包括ケアシステムについては障害福祉計画で新たな成果目標として「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」が109ページに掲げられています。これまでは地域包括ケアシステムは主に介護保険分野において医療・福祉・生活支援についての社会資源の整備が取り組まれていました。

平成27年度より、「我が事・まるごと地域共生社会」の実現のため、今後はこども・障害者・生活困窮者にも横断的に対応する地域包括ケアシステムを構築することが厚生労働省で言われてきております。障害分野では、地域包括ケアシステムの構築の第一歩として協議の場の設置を目標としております。

村山 副会長： 61ページ「子育て・教育の充実」には、障害福祉サービスを利用している人への記載が多く、育てている親の悩みや本人のつまづきへの具体的な支援をし、安定した育ちにつなげるという視点に欠けているような気がします。障害福祉サービスは療育支援の中で必要ならば使うものだと思います。そういった考えを計画に書いて頂きたいです。

61ページに記載のある市川市こども発達相談室について、以前は相談の対象が学齢期前まででしたが、現在は小学校3～4年生までは受けられるような体制が整っていると聞いています。しかし、18歳までの対応ができていないので、計画に書き加えて欲しいです。団体ヒアリングの中でも38ページ「(5) 施設・サービス」の中で「教育分野と障害分野が一体となって～」と意見がありますので、これも含めて記載できないでしょうか。

また62ページでいうと「障害の特性に応じた適切な支援の充実」で止めないで、充実させるための体制整備を記載して欲しいです。児童の計画相談はセルフプランが多いということは問題ですが、計画相談はサービスの利用についての相談です。それだけではなく、ご本人とご家族を含めた療育支援の体制が必要だと思います。

児童発達支援事業の中の通所支援は学齢期前、保育所等訪問支援も学齢期前、放課後等デイサービスは学齢期のサービスになります。18歳までの本人・家族への支援について児童発達支援事業で踏み込めるものなのか、または児童発達支援事業では学齢期後の支援が弱いので、市独自でやっている発達支援センターで療育部門を強化する方が十分な支援ができるのかということも含めて考えて、62ページに書いて頂きたいです。

事務局： こども発達相談室では基本的に就学前のお子さんへの相談指導をしております。

ます。24年度より児童福祉法に関するサービスの受給者証の業務を市町村が行うこととなった時点で、放課後等デイサービスをご利用のお子さん、つまり学齢期のお子さんについての相談が非常に増えております。相談室のケースワーカーが中心となって相談を受けてアドバイスをしております。その中で、かなり根の深い学校生活でのトラブル、生活のしづらさをかなり感じております。このような問題は学校と切り離せないものですので、教育センター、指導課等と連携してやっていきたいと思っております。障害児福祉計画の中で保育所等訪問支援というものがあり、保育所等という名前ではありますが、これは保育園に限らず、幼稚園、小学校、学童にも行かせていただいております。まだ周知が足りないことや、受け入れる側への配慮が必要となるため、事業の進めにくい部分もありますが、地域支援として広げていきたいと考えております。

学校の中でお子さんの特徴を周りの支援者に理解していただいて、その中でお子さんがいきいきと成長していくというようにお手伝いしていければと思います。

62 ページ「(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実」で学齢期以降のこどもへの支援について、発達支援センターだけでなく教育機関や事業所等で情報共有しながら様々なところでサポートがしっかりと連携しつつ活かされていけばと思っております。

村山 副会長： お話を伺い、とても良い支援をして頂いていると思いましたが、人材が足りず多くの相談に応じきれないと思っておりますので、予算を付けるという記載をして欲しいです。児童発達支援センターを増やしていくわけですのでそこにも役割を持ってもらうということも必要だと思います。

また、児童発達支援は市町村、県域、都道府県それぞれに役割がありますが、専門性や医療的対応も必要になる場合もあるので、県の発達障害者支援センター（CAS）との連携も必要ではないかと思っております。多様な職種との連携も大事ですので、その点の記載も工夫していただければと思います。

山崎 委員： 80 ページの相談・権利擁護の確立に記載されている相談とは相談・権利擁護だけでなく、村山委員の仰るような相談も含めた広範なものと思っていたのですが、細かく明記する必要があるのでしょうか。

事務局： 山崎委員の仰る通りどんな相談でも対応しますという意味での相談です。先ほどの村山委員のご指摘はお子様、家族への支援という対象を切り分けたご意見ですのでそのように整理していただければと思います。

小野 委員： 95 ページ避難行動要支援者対策事業について、現行の計画では避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交しを指標としていましたが、自治会に入っていない人もかなりいると思っております。今回の制度改正によって自治会を通さずに希望者を名簿に記載するようになるのでしょうか。またその場合、これまでは自治会の方や民生委員にお願いしていましたが、これからはだれがどう

のように把握するのでしょうか。

事務局： 基本的には現行の計画と同じように自治会、町会との取り交わしを想定しています。ただ、対象者については支援が必要な方に絞り込んだ基準にする方針です。

小野 委員： 自治会がないマンションに住む方は登録できないのでしょうか。

事務局： この問題については把握できていないので、所管課に伝えて福祉部内で共有いたします。

庄司 会長： マンション自体に自治会がない場合も個別に自治会に加入できる場合がありますが、漏れが無いよう、地域と市の間で調整をお願いします。

山崎 委員： 自治会・町会は、参加していないマンションの加入に努めていると聞きます。

事務局： 補足となりますが、95 ページの事業概要に「「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。」と記載のあるようにならずしも窓口は自治町会だけではありません。

長坂 委員： 45 ページ「(3) 地域生活の充実」に記載されている情報アクセシビリティのような言葉は、関係者はよく見聞きしますが、市民が読んだ際には引っかかると思います。専門用語についてどのように扱うのでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり一般市民に耳馴染みがない言葉もあります。わかりやすい言葉にかえることもできますが、ノーマライゼーションなど知っていただきたい言葉もあるため、あえて掲載している言葉もあります。バランスをとりながら検討いたします。

庄司 会長： 巻末の資料に用語の説明はつけていただけますか。

事務局： はい。記載します。

山崎 委員： 119 ページに平成 30 年度から新たに始まるサービスである就労定着支援の見込量が示されていますが、根拠はどういったもののでしょうか。

また、新しいサービスですので、実際に具体的にどこがどの程度、どのような支援をするのか丁寧に見る必要があります。就労支援部会などでの事業の効果的な運用や本人への適切な支援の仕方について検討する必要があると思うので、記載をお願いします。

事務局： 見込量の根拠について、111 ページをご覧ください。市川市では一般就労への移行について成果目標を設定しており、平成 28 年度の年間一般就労移行者数は 83 人、目標値は平成 32 年度に 125 人としておりますので、一般就労へ移行する方が全員利用するという前提で、83 人から 125 人まで就労者数を伸ばすという考えから算出しています。

2 点目については計画に記述できるか検討いたします。

松浦 委員： 第 3 次いちかわハートフルプランはボリュームが多く、似た部分もたくさんありますので、一般市民や当事者に向けて簡易的な、見開き 1 枚程度にポイントを絞った資料の作成を検討して下さい。

- 事務局： これまでも計画を策定する際には概要版を作成しておりました。今回も概要版を作成する予定です。
- 庄司 会長： 概要版はどのくらいのページ数でしょうか。
- 事務局： おおよそ 8～12 ページです。
- 庄司 会長： 障害をお持ちの方の読みやすさも考慮されるのでしょうか。
- 事務局： どなたにもご理解いただける表現を心がけたいと思っております。
- 庄司 会長： それは市民、当事者の方に向けて毎回予算が用意されているのでしょうか。
- 事務局： はい。皆様に読んでいただくために毎回作成しております。
- 庄司会長： 他にご意見、ご質問はありますか。
- 一同： (なし)
- 庄司会長： 以上で本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。このほか、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○事務局より事務連絡

- 庄司会長： それではこれで、第 4 回障害者福祉専門分科会を終了します。どうもありがとうございました。

3 閉会

【 午後 2 時 40 分閉会 】

平成 29 年 10 月 18 日

市川市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会会長 庄司 妃佐